

優先株上場契約書

(昭和51.9.1実施)

年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会 社 名 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 の  
役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(コード番号 \_\_\_\_\_ 名証第 部)

----- (以下「会社」という。)は、その発行する優先株を上場するについて、株式会社名古屋証券取引所 (以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程 (優先株に関する有価証券上場規程の特例を含む。)、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定 (以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の優先株 (以下「上場優先株」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場優先株に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年5月1日から施行する。

(変更)

[平成10.12.1、14.4.1、令和元.5.1]